

建設機械の横転・転落が続発！！

令和2年6月8日発行

宮城県発注工事において、昨年（令和元年）建設機械の横転・転落事故が6件発生し、令和2年6月1日に策定した「令和2年度県工事事故防止対策事業計画」の最重要テーマのひとつに“建設機械横転・転倒災害防止”を掲げ、事故防止に努めることとしました。

しかし、5月と6月に建設機械の横転・転落事故が2件発生し、一步間違えれば死亡事故にも繋がりがねない事故となりますので、実際の現場にあった作業計画等の作成や、転倒・転落を防止するための措置を講じるようお願いします。

■災害事例1

事故概要

振動ローラ（10t級）を移動するため敷鉄板坂路を走行していたところ、ローラが滑り盛土路肩から転落（H=8.0m）したものの



事故原因

- ・急勾配（16～21%）の坂路であった。
- ・敷鉄板を設置しており、滑りやすい環境だった。
- ・坂路を下る際、駆動輪（鉄輪）を高所側に向けゆっくり後進させる指示を怠った

↓ 対策

- ・坂路の勾配を15%以下とする。
- ・敷鉄板を撤去し敷砂利の坂路にする。
- ・転落を防止するため、路肩にガードレールを設置する。

■災害事例2

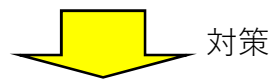
事故概要

0.45m³級グラップル（掴み装置付きバックホウ）にて伐採材を掴み、右旋回をしたところバランスを崩し、横転したものの。



事故原因

- ・ 足下が不安定であった（傾斜部・伐木）
- ・ アームを伸ばしすぎた



対策

- ・ 転倒のおそれがある場合は誘導者を配置
- ・ 現地に則した作業計画等を作成

【労働安全衛生規則】

転落等の防止等

第157条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防ずること、必要な幅員を確保すること等必要な復員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第157条の2

事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の横転又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。